公　　示

弁明書の提出について　・・・　2

旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案　・・・　3

公　　　示

弁明書の提出について

　道路運送法第４０条に基づく事業用自動車の使用停止処分について、行政手続法第３０条及び同法第３１条の規定に基づき下記のとおり公示します。
　なお、上記書面は、下記２の千葉運輸支局において執務時間中いつでも交付しますので、申し出てください。

令和２年３月６日

関東運輸局長　吉田　昌子

記

１．事業者名
光英自動車　株式会社
（法人番号：１０１３１０１００６７６４）

２．弁明書の提出先及び連絡先
〒２６１－０００２
千葉県千葉市美浜区新港１９８
関東運輸局 千葉運輸支局 監査担当
（０４３－２４２－７３３６）

３．弁明書の提出期限
令和２年３月２７日

４．行政処分に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
神奈川県横浜市中区北仲通５丁目５７番地　横浜第二合同庁舎１８階
関東運輸局自動車監査指導部　自動車監査官（旅客担当）
電話　０４５－２１１－７２７１

公　　示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

1　申請者の氏名又は名称及び住所
2　事案の件名及びその番号
3　意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4　意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和2年3月12日　　関東運輸局長　吉田　晶子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービス）変更認可申請事案

番号　申請者　事案の概要（1. 申請年月日　2. 運賃適用地域名　3. 申請概要）

19B67号　株式会社　シニアライフパートナー

1. 令和元年12月16日
2. 茨城県地区
3. 運賃及び料金（福祉輸送サービス）変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を10分に短縮する。

（ア）　普通車　　　　　B運賃